

法テラスを利用した場合の費用の概算(参考例)

	紛争の金額(請求金額等)	実費額(税込み)	着手金額(税別)	成功報酬金額(税別)
金銭事件 (損害賠償請求など)	～50万円未満	2万5000円	6万円	現実に入手した金銭が、3000万円まではその10%を基準とする。 現実に入手した金銭が3000万円を超える部分については、その超える部分の6%を加算する。
	50万円以上 100万円未満	3万5000円	9万円	
	100万円以上 200万円未満		12万円	
	200万円以上 300万円未満		15万円	
	300万円以上 500万円未満		17万円	
	500万円以上 1000万円未満		20万円	
	1000万円以上		22万円	
離婚・認知等請求	0円	3万5000円	21万円	財産的給付がない事件の成功報酬金は8万円。 金銭給付のある場合には金銭事件に準ずる。 財産的給付のある場合の成功報酬金の下限は8万円。
	1円以上 50万円未満		金銭事件と同様とする。 ただし21万円を下回らないものとする。	
	50万円以上 100万円未満			
	100万円以上 200万円未満			
	200万円以上 300万円未満			
	300万円以上 500万円未満			
	500万円以上 1000万円未満			
1000万円以上				
遺産分割事件	～50万円未満	3万5000円	金銭事件に準ずる。 なお自己相続分の3分の1をもって、「紛争の金額」とする。	金銭事件に準ずる。 なお自己相続分の3分の1をもって、成功報酬算定の対象額とする。 例えば、相続により300万円を取得した場合、10万円+消費税が成功報酬額となる。
	50万円以上 100万円未満			
	100万円以上 200万円未満			
	200万円以上 300万円未満			
	300万円以上 500万円未満			
	500万円以上 1000万円未満			
	1000万円以上			
自己破産事件	債権者数 1社～10社	2万3000円	12万円	なし(破産決定、免責決定を得ても、成功報酬は発生しません。)
	11社～20社	ただし裁判所への予納金は被援助者が直接自己負担する。	14万円	
	21社以上		17万円	